

とちぎカーボンオフセット 森づくりによるCO₂吸収量算定基準

1 趣旨

この基準は、とちぎカーボンオフセット実施要綱第3条に規定する、森づくりによるCO₂吸収量(以下「CO₂吸収量」という。)の算定方法を定める。ただし、申請者が所有(共有及び申請者が法人である場合はその役員による所有を含む。)する森林に係る整備については、算定対象としない。

なお、この基準は、最新の科学的知見等に基づき、必要に応じて改正する。

2 算定式

CO₂吸収量(t-CO₂/年)

= 森林面積 × 森林成長量 × 拡大係数 × 容積密度 × 炭素含有率 × CO₂換算係数

森林面積	: 森づくり活動として整備を実施した森林の面積(ha)
森林成長量	: 森林1haあたり1年間の幹材積の増加量(m ³ /ha・年)
拡大係数	: 幹材積を枝、葉、根を含む全体の体積に換算するための係数
容積密度	: 体積あたりの乾燥重量(t/m ³)
炭素含有率	: 樹木の乾燥重量に占める炭素比率(0.5)
CO ₂ 換算係数	: 炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数(44/12)

3 森林等の区分

(1)地域区分

地域の区分は、地域森林計画で採用している収穫予想表に基づき、下表の6地区とする。

地区	該当する市町
佐野	足利市、栃木市(旧西方町を除く)、佐野市、小山市、下野市(旧南河内町を除く)、壬生町、野木町、岩舟町
鹿沼	鹿沼市、日光市(旧日光市及び足尾町)、栃木市(旧西方町)
今市	日光市(旧日光市及び足尾町を除く)
矢板	矢板市、那須塩原市(旧塩原町)、さくら市、塩谷町、高根沢町
大田原	大田原市、那須塩原市(旧塩原町を除く)、那須町
宇都宮	宇都宮市、真岡市、那須烏山市、下野市(旧南河内町)、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町

(2)森林区分

森林の区分は、下表のとおりとする。

針葉樹林 (5種)	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、その他針葉樹
広葉樹林 (10種)	ナラ類、クヌギ、クリ、ハンノキ類、カンバ類、カシ類、ブナ、ケヤキ、サクラ類、その他広葉樹
混交林 (8種)	アカシデーイヌシデ林、クリーミズナラ林、ブナーミズナラ林、アカマツーヤマツツジ林、クヌギーコナラ林、クリーコナラ林、カスミザクラコナラ林、シイーカシ林

(3)地位区分

地位(土地の生産力)の区分は、地域森林計画で採用している収穫予想表に基づきⅠ～Ⅲとする。

4 算定に使用するデータ

栃木県が、2の計算式を用いて独自に計算、設定した単位面積あたりのCO₂吸収量データ(別表)を使用する。

なお、計算の際に使用したデータは次のとおり。

①森林成長量

宇都宮大学への委託により作成した森林成長量データベースの数値

②拡大係数、容積密度

日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2009年4月)における「森林簿樹種のバイオマス拡大係数等」の数値

5 算定の流れ

申請内容及び現地確認の結果等に基づき、別表から該当するCO₂吸収量(t-CO₂/ha・年)の値を求め、これに森林面積を乗じて、年間のCO₂吸収量を算定する。

なお、CO₂吸収量の算定期間は、とちぎカーボンオフセット実施要綱第3条に定めるとおりとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。